

一般競争入札を行いますので、京都市交通局契約規程第6条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成25年10月7日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

1 入札に付する事項

(1) 工事名称

高速鉄道烏丸線北大路変電所電力設備更新工事

(2) 工事場所

京都市北区小山北上総町49番地の2

(3) 工事概要

本工事は、高速鉄道烏丸線北大路変電所の電力設備更新工事を行うものである。

(更新対象設備)

22kV特高受電設備	1式
整流器(電車運転用)3,000KW	2台
整流器用変圧器 上記整流器相当	2台
6.6kV高圧配電設備	1式
監視制御設備	1式

(4) 工期

契約締結後から平成28年3月31日まで

(5) 支払条件

ア 前金払

平成25年度、26年度及び27年度に各年度の出来高予定額の4割を超えない範囲内(中間前払金については2割を超えない範囲内)の額を支払う。ただし、部分払を請求した後は、中間前払金を請求することはできないこととする。

各支払年度における支払限度額は、前払金については3億円とし、中間前払金については1億5,000万円とする。

イ 部分払

平成26年度及び27年度の出来高部分に相応する部分払を行う。ただし、中間前払金を請求した後は、部分払を請求することはできないこととする。

2 入札までの手続

- (1) 本件入札は、総合評価方式（簡易型）により行う。その概要は、5において示す。
なお、詳細については、入札参加資格確認通知時に交付する「高速鉄道烏丸線北大路変電所電力設備更新工事落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）において示す。
- (2) 3の入札参加資格に関する事項について、4のとおり入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有すると認められた者を本件入札参加有資格者とする。
- (3) 上記(2)の確認結果は、4(4)のとおり通知する。
- (4) 当該有資格者に対して設計図書の複写を承認し、当該有資格者が設計図書の複写（有料）を入手することにより入札を行う。ただし、下記(5)アに該当する者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードすることができる（この場合、4(3)アのとおり、あらかじめ京都市電子入札システムを通じて、一般競争入札参加資格確認申請書を提出しておく必要がある。）。
- (5) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。ただし、総合評価に係る技術資料等については4(2)ア(ア)の場所へ持参し、提出することとする。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

イ 入札端末機利用者カード（京都市交通局契約規程（以下「規程」という。）第7条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市交通局企画総務部財務課（以下「財務課」という。）に設置する入札端末機（規程第7条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）。

3 入札参加資格に関する事項

本件一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出する日にお

いて、現に規程第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者であって、同日(1)及び(7)にあつては、提出の日から入札参加資格確認の日までの間)において、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

- (1) 京都市交通局競争入札等取扱要綱(以下「要綱」という。)第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (2) 京都市交通局競争入札有資格者名簿(工事)に「電気工事」の種目で登録されていること。
- (3) 建設業法に基づく電気工事業の許可を有すること。
- (4) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効(審査基準日から1年7箇月以内)なものに限る。以下同じ。)における「電気」の総合評定値が1000点以上あること。
- (5) 平成15年度以降に、公営交通又は民営鉄道において鉄道用直流変電所設備を製作し、かつ新設又は改修工事を元請として施工した実績を有していること。
- (6) 建設業法に基づく電気工事業に係る監理技術者又は主任技術者を1名配置し得ること。

なお、当該技術者については、次の条件を全て満たすこと。

- ア 常勤の自社社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。
- イ 特定建設業の許可を受けた者であつて、下請発注額の合計が3,000万円以上を予定している場合は監理技術者(監理技術者講習を受講し監理技術者講習修了証の発行を受けている者に限る。)を配置すること。
- ウ 入札参加資格確認申請日において他の工事に技術者又は現場代理人として配置しておらず、当該工事の契約工期において専任で配置が可能な者であること。

なお、機器製作期間において工場に配置する技術者は、工事現場に配置する技術者と同一の者である必要はなく、かつ専任の必要もない。

- (7) 財務課が実施した当該種目における一般競争入札(共同企業体による入札を含む。)に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと。

また、財務課が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札(共同企業体に

よる入札を含む。)において、低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。

ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

(8) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの二者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、(3)に記載の方法により次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、当局において無断で使用しないものとする。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）
- イ 建設業法に基づく電気工事業の許可証明書又は許可通知書の写し
- ウ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（開札日において有効なものに限る。）をA4判の大きさにコピーして提出すること。
- エ 施工実績調書（用紙交付）
 - 3（5）の施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。
- オ 技術者等配置予定調書（用紙交付）
 - 3（6）の技術者を記載し、主任技術者にあつては、その者の技術者資格及び雇用関係等を証明し得る書類等の写し等を添付し、また監理技術者にあつては、その者の監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し及び監理技術者講習修了証の表面の写しを添付すること（どちらも開札日において有効なものに限る。）。
 - なお、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとする。

（2）申請書等の交付期間及び交付場所

ア 書面による交付

（ア）場所

〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町12番地 サンサ右京5階

京都市交通局企画総務部財務課契約担当

（電話 075-863-5095）

（イ）期間

本件入札の公告日から平成25年10月18日（金）午後5時まで。ただし、京都市の休日を守る条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。

なお、申請書等の交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

ウ インターネットからのダウンロード

京都市交通局のホームページに、4（2）ア（イ）の期間終了まで、入札公告及び申請書等を掲示するので、インターネットからダウンロードのうえ、A4判の帳

票として印刷し使用すること。

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000006512.html>

(3) 申請書等の提出方法

ア インターネット利用者の場合

4(2)ア(イ)の期間内に、京都市電子入札システムの本件に係る一般競争入札参加資格確認申請書(以下「電子入札システムの申請書」という。)に必要事項を入力の上、4(1)に掲げる書類をワード、エクセル(Office2003で扱えること。)又はPDFファイル(Adobe Reader8.0で扱えること。)にして添付し、送信すること。

イ 端末機利用者の場合

4(2)アの場所及び期間内に、4(1)に掲げる書類を持参し提出すること。

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

ア インターネット利用者の場合

入札参加資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送付する。

イ 端末機利用者の場合

電話により通知する。

ウ 通知予定期日

平成25年10月23日(水)

(5) 設計図書等について

本件入札参加資格を有すると確認した旨の通知があった者は、平成25年10月30日(水)の午後5時までに次のア又はイの方法により、設計図書等を入手すること。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して本件工事に係る設計図書及び総合評価に係る落札者決定基準等をダウンロードして入手する。

イ 端末機利用者は、4(2)ア(ア)の場所で、速やかに本件工事の設計図書の複写承認書及び総合評価に係る落札者決定基準等の交付を受けると共に、上記(5)

の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示して購入すること。

(設計図書等の販売業者)

株式会社中央精器

京都市下京区烏丸通五条下ル大坂町396 第3キョートビル1F

(電話 075-871-8400)

想定販売金額 1,120円(A4コピー 48枚 A3コピー 4枚)

(6) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により入札参加資格がないと認められた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成25年10月25日(金)午後5時までに、4(2)ア(ア)の場所に提出すること。

イ 管理者は、アによる説明を求められたときは、平成25年10月29日(火)までに、当該説明を求めた者に対し、書面により回答を発送する。

5 総合評価の手続

総合評価は、次の手続により行う。

(1) 技術資料の提出

必要事項等について、記載漏れのない技術資料を提出すること。

なお、提出期日及び提出場所は次のとおりとする。

ア 提出期限

平成25年10月31日(木)午後5時まで

イ 提出場所

4(2)ア(ア)に同じ。

(2) ヒアリングの実施

配置する予定の監理技術者に対して、提出された技術資料の内容に関するヒアリング(以下「ヒアリング」という。)を実施することがある。ヒアリングを実施する場合は、別途通知する。

なお、ヒアリングに特別な理由なく応じなかった場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

(3) 技術資料の評価

入札参加資格の確認結果通知の際に交付する落札者決定基準に定めるところにより

総合的に評価する。

6 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認められた者が、落札決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は4（4）による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

（1）規程第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

（2）3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

（3）要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止を受けたとき。

（4）財務課が実施した当該種目における一般競争入札（共同企業体による入札を含む。）に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき。

（5）5（1）に示す技術資料について、落札者決定基準に示す欠格事項に該当する場合のほか、提出期限までに必要事項等について記載漏れのない技術資料を提出しなかったとき。

なお、技術資料を提出しない場合は、参加資格の取消しと併せて無断欠席扱いとし、競争入札参加停止措置を行う。

（6）その他管理者が特に入札に参加させることが不適當であると認めたととき。

7 入札の方法等

（1）技術資料の取扱い

技術資料による技術提案については、設計変更の対象としない。

（2）本件入札は、京都市電子入札システムにより行うので、2（5）の方法により入札すること。

（3）インターネット利用者は、電子入札システムの申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、4（2）ア（イ）の期限までに電子入札システムの申請書を送信しなかった者はインターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者（4（2）アの場所及び期間内に4（1）の書類を別途提出し、入札参加資格があると認められた者に限る。）が入札期間最終日の1日前までに、入札端末機の一時的な使用の申請を行ったときは、入札端末機を使用して入札データを送信することができる。（入札端

末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。)

- (4) 端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間最終日の1日前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受け入札すること。
- (5) 入札を行う者は、次のア又はイの方法により、入札金額に対応する積算内訳書を提出しなければならない。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記載したうえ、ワード、エクセル(Office2003で扱えること。)又はPDFファイル(Adobe Reader8.0で扱えること。)にして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記載し、登録印を押印したうえで、封入、封かんし、封筒表面にも工事名及び工事場所、会社の商号又は名称を記載して、入札期間の終了までに4(2)ア(ア)の場所に持参すること。

- (6) 上記(5)の積算内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (7) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。
- (8) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。
- (9) 入札の前に予定価格を公表するが、入札の前に入札参加者の数又は商号(法人にあっては名称)の公表は行わない。

なお、最低制限価格については、開札日に公表する。

8 入札期間及び開札予定日時

- (1) 入札期間

平成25年11月13日(水)、11月14日(木)及び11月15日(金)の午前9時から午後5時まで。ただし、端末利用者は正午から午後1時までを除く。

(2) 開札予定日時

平成25年11月18日(月)午前9時

(3) 落札者の決定

技術資料等の評価による得点を入札価格で除することによって得た数値(以下「総合評価点」という。)の最も高い者を落札者とする。

また、落札者となるべき者の評価内容によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、その者の次に総合評価点が高い者を落札者とすることがある。

なお、最も高い総合評価点を得た者が二者以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

(4) 落札者に対する通知

落札者に対しては、落札決定の日(ただし、休日を除く。)に以下のとおり通知する。

ア 落札者がインターネット利用者の場合

落札結果を電子入札システムで確認するよう電子メールを送信する。

イ 落札者が、端末利用者の場合

電話により通知する。

(5) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムで確認するよう電子メールを送信する。

イ 端末利用者の場合

落札決定日の翌日から5日(日数の計算に当たっては、休日を除く。次号において同じ。)以内に請求があった場合に限り、落札結果を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

(6) 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札参加者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を

求める場合は、落札者決定日の翌日から2日以内に、その旨を記載した書面を4(2)ア(ア)の場所まで持参し、提出すること。

(7) 入札の執行結果の公表

入札執行結果は、原則として落札決定日の翌日から、4(2)ア(ア)の場所での入札執行結果表の閲覧により、確認できるようにする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付。保証金額は契約金額の1割以上とする。ただし、有価証券等の提供又は銀行等による相応の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

10 入札の無効

規程第7条の2各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

11 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本公告に関する問合せ先 4(2)ア(ア)に同じ。

(5) 設計図書の内容や積算に関する質問は受け付けない。

(6) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者(以下「契約者」という。)と落札者以外のもの(以下「非落札者」という。)とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。

イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと(2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。)。

(7) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規

則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

- (8) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するように努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。
- (9) 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68条）」等に規定されている消費税及び地方消費税の税率並びに期日が確定した場合において、当該工事請負契約に係る消費税及び地方消費税の額については契約変更の対象とする。

（交通局企画総務部財務課）